

## 令和元年和泉市教育委員会第12回定例会

日時:令和元年12月26日(木) 午後1時00分から  
場所:和泉市役所3号館3階 市議会委員会室

### 出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	槇野 勝美
委員	松尾 孝人
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子

### 事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼学校教育部長 (学校教育部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
教育総務室長	土本 英也
指導室長	上田 茂幸
教育総務室総務企画担当課長	東 直樹
教育総務室保健給食担当課長	田中 靖晃
指導室指導担当課長	大野 浩昭
指導室教職員担当課長	鈴木 俊孝
指導室人権教育担当課長	阪下 誠
教育総務室総務企画担当総括主幹	山本 暢子
教育総務室総務企画担当主幹	岩井 靖久
(こども部)	
こども部長	北野 泰史
こども未来室長	山本 幸永
こども未来室こども政策担当課長	西川 加恵
こども未来室保育幼稚園担当課長	山下 和彦
(生涯学習部)	
生涯学習部長	堂ノ上 宏幸
生涯学習部次長	
文化財振興・読書振興・久保惣記念美術館担当	乾 哲也
生涯学習・スポーツ振興・青少年センター担当	辻野 明子
文化財振興課長	森下 徹

生涯学習課長  
スポーツ振興課長

尾郷 森太郎  
鍛冶 公哉

## 1. 開 会

## 2. 会議録署名委員の指名について

## 3. 審議事項

議案第 39 号 和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について

議案第 40 号 和泉市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第 41 号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第 42 号 令和 2 年度和泉市立学校教職員人事基本方針について

議案第 43 号 和泉市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則制定について

議案第 44 号 和泉市私立幼稚園保育料補助金交付規則を廃止する規則制定について

議案第 45 号 和泉市生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則制定について

## 4. 報告事項

(1) 躍進プラン後継計画(創発プラン)について

## 5. 情報提供

(1) 令和元年第 4 回定例会における議決審議の結果等について

(2) 「第 61 回和泉市小・中学校合同書き初め展」の開催について

(3) 和泉市総合スポーツセンターに係るネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者の決定について

(4) 教育財産の処分について

## 6. 行事等のご案内

(1) 第 67 回信太山クロスカントリー大会 in 大阪和泉の開催について

## 7. その他の報告事項

## 8. 閉 会

小川教育長	<p>それでは、定刻となりましたので、令和元年和泉市教育委員会第 12 回定例会を開会させていただきます。</p> <p>まず始めに、私から 1 点、ご報告申し上げます。</p> <p>槇野教育委員の後任として、深堀知子氏の教育委員の任命が、令和元年和泉市議会第 4 回定例会の本会議において承認されました。第 2 回定例会よりご出席いただく予定ですが、槇野委員におかれましては、それまでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、改めまして議事を進めさせていただきます。</p> <p>まず、第 11 回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p> <p>ご異議がないようですので、第 11 回定例会の会議録について承認することにいたします。</p> <p>続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と藤原真佐子委員にお願いいたしますので、よろしく願います。</p> <p>本日は、審議事項 7 件、報告事項 1 件、情報提供が 4 件、行事等のご案内が 1 件ございます。</p> <p>それでは、議案第 39 号「和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（教育総務室）より説明願います。</p>
東課長	<p>総務企画担当課長の東です。</p> <p>議案第 39 号、和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について、説明いたします。</p> <p>資料 1 ページをご参照ください。</p> <p>規則改正の内容でございますが、①としまして、次年度に発注を予定している槇尾中学校区における新校舎の基本計画、基本設計にあたっては、プロポーザル方式にて事業者を選定する計画であることから、その選定委員会を追加しようとするものでございます。</p> <p>次に②としまして、学校給食に係るものについて、これまでの選定実績を踏まえ、教育長を明記していたものを削除するものでございます。</p> <p>次に③としまして、史跡等保存活用計画策定支援業務に係るものについて、文言の統一などを行おうとするものでございます。</p> <p>なお、槇尾中学校区の基本計画等に係るスケジュールとしては、3 月末頃に選定基準等の委員会を開催し、7 月頃に具体の事業者選定を行う予定としております。</p> <p>続きまして、4 ページをお願いいたします。</p> <p>本選定委員会については、15 人以内の定員とし、学識経験者、市職員、その他教育委員会が必要と認めるものとし、今後、槇尾中学校区以外においても、本規則にて運用を行うものでございます。</p> <p>次に 2 ページをお願いいたします。</p>

	<p>現時点での委嘱イメージでございますが、基本計画、基本設計等においては、具体的なイメージを共有するものであることから、教育委員会が必要と認める者について、学校長、PTA代表を想定しております。</p> <p>なお、町会等地域代表については、学校名や地域連携に際しては、ご支援、ご協力をいただいているところですが、学校が中心になるべきことは、保護者意見を尊重し、情報提供でよいとの意見を確認しております。最終的には、保護者、校長の参加人数も1名ずつの参加とすることなども検討中であり、今後地域調整を行って決定する予定としております。</p> <p>また、下段の令和3年度中を目処に、具体の工事事業者を選定する際には、現時点で契約部局と調整中でございますが、上段のメンバー構成ではなく、学識経験者をはじめ、契約部局にて参画していただいている国、府職員の任命も視野に、専門性ある意見を確認できるよう調整しているところでございます。</p> <p>内容の説明は、以上です。</p> <p>なお、槇尾中学校区における新たな学校名については、公募を行い、42点の応募があったこと、既にご報告させていただいておりますが、先般の、PTAや町会などが参加する学校開校準備委員会にて、「槇尾学園」を候補案とすることになりました。改めて、その理由等説明予定でございますので、よろしくお願いたします。</p>
小川教育長	<p>ただいま議案第39号の説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。</p>
藤原安次委員	<p>事業者選定委員会の委員構成イメージということですが、プロポーザル方式で、事業者を選定したらその事業者に利益を及ぼすということを考えると、公平性、公正性、専門性がこの構成で充足しているのかということが気になります。</p> <p>専門性というところで、校長やPTAが多すぎる感があるとともに、市職員が多いと公平性の部分で疑問を感じます。このあたりどのような見解をもたれていますか。</p>
東課長	<p>今回のイメージでは、学校が市街化調整区域における開発許可にかかる視点や擁壁等の土木工事が含まれることを勘案し、庁舎の建設を参考に、契約部局や関係部局と調整しながら一定整理しているところでございます。</p> <p>委員の意見を受け、人数構成については、再度精査していきたいと考えます。</p>
藤原安次委員	<p>南松尾はつが野学園のときはどのような方法だったのですか。</p>
東課長	<p>南松尾はつが野学園では、URの立替施行の工事で、市は設計まででございました。今回は、生徒を通学させながらの工事となることから、設計と工事を分離するのではなくデザインビルド方式で、より設計の意図を反映させやすいように対応しているものでございます。</p>

藤原安次委員	<p>榎尾中学校のことを考えていただいているのだとは思いますが、もう少し公平性を確保できるようにしていただきたいと思います。</p>
小川教育長	<p>事業者選定委員会の委員構成のイメージのところ、市の職員の人数や教育委員会が認めるものについてはもう少し精査させていただきたいと考えます。ただ、規則そのものについては、委員構成アイウについては変えず、委員定数についても15人以内ということで、議案第39号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
	<p>ご異議がないようですので、議案第39号は、原案どおり可決いたします。続きまして、議案第40号「和泉市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について」及び、議案第41号「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」を続けて、事務局（指導室）より説明願います。</p>
鈴木課長	<p>教職員担当の鈴木です。議案第40号「和泉市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定」に関しまして、提案の理由並びにその内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>資料9ページから11ページをご覧ください。</p> <p>提案の理由でございますが、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴い市町村立学校の府費負担教職員についても準じて適用されるものであるため本市においても関連する規則を改正するものです。</p> <p>これまでも、平成22年10月には、育児に関することについて、保育所等への送迎にあたって勤務時間の弾力的な運用が必要な職員について導入されました。</p> <p>また、平成23年9月には、介護を行う職員の福祉の増進等の観点から、介護を要する親族を介護する場合に勤務時間の弾力的な運用が導入されました。</p> <p>さらに、平成24年9月には、放課後児童クラブ等の送迎を行う職員の福祉の増進の観点から、勤務時間の弾力的な運用が導入されました。</p> <p>そして今回、障がいのある職員について、勤務時間の弾力的な運用が導入されました。</p> <p>内容としましては、「障がいのある職員についての特例」として新たに定められ、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者である職員のうち、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における「勤務時間の割振り」及び「休憩時間」について、公務の運営に支障がない場合に限り、当該校の校長により承認されるものです。</p> <p>このことから、規則改正につきましては、第4条の2の次に「第4条の3と</p>

<p>小川教育長</p>	<p>して、1 法第 2 条第 2 号に規定する身体障害者、同条第 4 号に規定する知的障害者又は法第 37 条第 2 項に規定する精神障害者である職員 2 前号に掲げる職員のほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員」を加えるものです。</p> <p>この規則改正により、特例に該当する障がいをもつ教職員の勤務時間の勤務パターンについて、各学校における通常の始業・終業時刻から①30 分早出、②15 分早出、③15 分遅出、④30 分遅出、⑤45 分遅出の 5 パターンから選択できるようにします。</p> <p>例えば、通常の勤務時間が午前 8 時 30 分から午後 5 時の学校において、特例に該当する障がいをもつ教職員が①の 30 分早出を希望し、当該校の校長により承認された場合、この職員については、勤務時間が午前 8 時 00 分から午後 4 時 30 分となります。他の②～⑤についても同様の考え方となります。</p> <p>以上この案件につきましての説明を終わります。</p> <p>続きまして、議案第 41 号「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定」についてご説明させていただきます。</p> <p>今回の改正案は 2 つございまして、まず 1 つ目は、現行の「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則第 2 条第 2 項」において定められている夏季休業日を変更しようとするものです。</p> <p>規則改正案を提出する理由につきましては、令和元年度、市内全ての学校に「空調設備」が設置され、学習環境の整備がはかられたことにより、各学校においてより柔軟な教育課程編成を推進するため、これまで 7 月 21 日～8 月 31 日と規定していた夏季休業日について、令和 2 年度より 7 月 21 日～8 月 24 日と変更するものです。</p> <p>続きまして、2 つ目として、現行の規則第 3 条第 4 項の次に「副校長」を加えるものでございます。</p> <p>理由につきましては、現在、義務教育学校である南松尾はつが野学園において、前期課程及び後期課程の校務をつかさどる権限については校長 1 人が担っている現状です。</p> <p>このことについて、校長が保有する決裁権について、一部を副校長に付与することで、副校長が校長より命を受けた業務を担当事項として、教頭等に指示したうえで、処理・執行することができるようになります。</p> <p>このことにより、校長および副校長相互の管理職体制が強化される学校運営を進めてまいります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま議案第 40 号及び第 41 号の説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。</p>
--------------	--

藤原真佐子委員	議案 40 号の勤務時間の割振りですが、以前に一般の教職員について、子どもたちの登校時間が早くなった場合に、その先生方は早く帰ることができるのかと思ったことがあるのですが、一般の先生方についてはどのような規定があるのでしょうか。
鈴木課長	教職員の勤務時間は、休憩時間を除いて 7 時間 45 分となっております。ただ、体育大会等のときには校長が勤務時間の割振りを行い、通常 8 時 30 分のところを例えば 8 時からの出勤にし、代わりに終わる時間を 30 分早くするという日もございます。
藤原真佐子委員	早く登校する生徒が常態化している学校もあるのですけれど、そういう学校でも勤務時間は守られているという認識でよろしいのでしょうか。
鈴木課長	各学校において、児童生徒の登校時間は 8 時からというように周知されています。ただ地域によっては少し早く登校するところもあり、勤務時間との兼ね合いもありますが、できるだけ子どもたちが一人にならないように配慮しております。
藤原真佐子委員	議案第 41 号の夏季休業日の変更について、校長会で何か意見は出ていますか。
鈴木課長	11 月の校長会で周知させていただきましたが、特に意見はございませんでした。
小川教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りいたします。</p> <p>議案第 40 号及び第 41 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p> <p>ご異議がないようですので、議案第 40 号及び第 41 号は、原案どおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第 42 号「令和 2 年度和泉市立学校教職員人事基本方針について」、事務局（指導室）より説明願います。</p>
鈴木課長	<p>教職員担当課長の鈴木です。</p> <p>それでは、16 ページ、議案第 42 号「令和 2 年度和泉市立学校教職員人事基本方針について」ご説明させていただきます。</p> <p>まず、この議案の提案の理由でございますが、「令和 2 年度教職員人事に際し、和泉市立学校に対する人事に係る基本方針を定める必要がある。」、これが、この議案を提出する理由でございます。</p>

	<p>本件につきまして、まず、別冊資料の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>昨年度のものからの変更点等ですが、年度の変更および4ページの上段「2 校長及び教頭の人事について」、これまで「義務教育学校の管理職については校長1名、教頭3名を置くこととする。」としていたものに対し、「2 校長、副校長及び教頭の人事について」とし「義務教育学校の管理職については校長1名、教頭3名を置くこととするが、必要と認める場合は校長1名、副校長1名、教頭2名を置くことができる。」という文言に改めました。</p> <p>また、5ページの留意事項「2 校長及び教頭の人事について」を「2 校長、副校長及び教頭の人事について」に、その下段「(1) 校長及び教頭の人事については、・・・」を「(1) 校長、副校長及び教頭の人事については、・・・」としております。</p> <p>その他につきましては、新たな変更点等はありません。</p> <p>本市においては、特に近年、女性教職員の管理職任用を積極的に行っているとともに、首席や指導教諭といった学校運営において女性教職員が中心的な役割を果たせるよう、人材育成に力をいれております。</p> <p>また、産休・育児休業等を取得する若手教員も多数おり、安心して育児に専念でき、加えて、学校運営に支障をきたさないよう代替講師の確保に努めてまいります。</p> <p>以上で説明を終了させていただきます。</p>
小川教育長	<p>ただいま議案第42号の説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。</p>
槇野教育委員	<p>副校長の資格要件として、教頭資格があれば校長資格がなくてもできるのですか。また、教頭から副校長になることで待遇の違いはあるのですか。</p>
鈴木課長	<p>資格については、教頭資格があれば副校長となることが可能です。また、待遇の違いですが、職階は教頭になりますので、給料表は教頭と同じになります。ただ、管理職手当は教頭と校長の間となりますので若干増額となります。</p>
藤原安次委員	<p>人事基本方針の「2 校長、副校長及び教頭の人事について」の項目の4行目に「校長及び教頭の任命に当たっては、特に、優秀な人材を配置し得るよう慎重に選考する」とありますが、この中には副校長は入らないのですか。</p> <p>次のページには、なお書きで、「必要と認める場合は校長1名、副校長1名、教頭2名を置くことができる」とありますが、前のところには副校長が入っていないのはどうしてですか。</p>
鈴木課長	<p>ご指摘については、副校長が抜けてしまっているものでございます。</p>
藤原安次委員	<p>「3 女性教職員の人事について」の項目ですが、せっかく女性教職員の人事に力を入れるのであれば、ここにもう少し何かを追加したらいいのではないで</p>

<p>小川教育長</p>	<p>すか。それと (1) の中で「女性教職員の活用を計画的に進める」とありますが、「活用」という言葉よりも「登用」としたほうが、女性教職員に積極的に力を入れていることになると思うので、修正してはどうですか。</p> <p>こちらは来年1月6日の年頭校長会議で示しますので、それまでに文言修正、追加等をさせていただくということで、議案第42号について、可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p> <p>ご異議がないようですので、議案第42号は、修正も含めまして可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第43号「和泉市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則制定について」及び、議案第44号「和泉市私立幼稚園保育料補助金交付規則を廃止する規則制定について」を続けて、事務局（こども未来室）より説明願います。</p>
<p>山下課長</p>	<p>保育幼稚園担当課長の山下です。</p> <p>議案第43号「和泉市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則制定について」及び議案第44号「和泉市私立幼稚園保育料補助金交付規則を廃止する規則制定について」の提案理由を説明いたします。資料は17ページから20ページになります。</p> <p>「和泉市私立幼稚園就園奨励費補助金」及び「和泉市私立幼稚園保育料補助金」については、令和元年10月から始まった保育料無償化により必要がなくなったため本事業を終了するものです。</p> <p>なお、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行しようとするものですが、経過措置として令和元年9月分までの補助金の決定及び交付が完了するまでは効力を有するとしております。以上です。</p>
<p>小川教育長</p>	<p>ただいま議案第43号及び第44号の説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、お諮りいたします。</p> <p>議案第43号及び第44号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p> <p>ご異議がないようですので、議案第43号及び第44号は、原案どおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第45号「和泉市生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則制定について」、事務局（生涯学習部次長）より説明願います。</p>
<p>辻野次長</p>	<p>生涯学習部次長の辻野です。</p> <p>議案第45号「和泉市生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規</p>

<p>小川教育長</p>	<p>則制定について」説明させていただきます。</p> <p>資料 21 ページをお願いします。本件については、和歌山県かつらぎ町との公共施設相互利用を実施するために規則改正を行うものです。</p> <p>1. 規則改正の概要は、かつらぎ町民が本市の対象施設を使用する場合、和泉市民と同額の料金とするものです。</p> <p>2. 相互利用の目的は、昭和 63 年に調印しました本市と和歌山県かつらぎ町との友好都市提携について、平成 29 年に鍋谷峠道路・父鬼バイパスが開通し、交通利便性が向上したことを踏まえ、両市町間の連携を一層強化するためでございます。</p> <p>3. 相互利用対象施設は、本市は南部リージョンセンター、総合スポーツセンター、青少年の家、生涯学習センターの 4 施設、かつらぎ町は、かつらぎ総合文化会館、かつらぎ公園テニスコート、かつらぎ体育センターの 3 施設です。</p> <p>資料に記載のとおり、現在、市民と市民外で料金設定しているものを、かつらぎ町民が市民料金で利用できるようにするものです。</p> <p>なお、南部リージョンセンターに係る規則改正は市長部局にて行います。</p> <p>4. 今後のスケジュールにつきましては、来年 1 月中に協定書を締結し、3 月に広報いずみ及び市ホームページで周知を行った後、令和 2 年 4 月 1 日から相互利用を開始する予定でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ただいま議案第 45 号の説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。ないようでしたら、お諮りいたします。</p> <p>議案第 45 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なし】</b></p> <p>ご異議がないようですので、議案第 45 号は、原案どおり可決いたします。審議事項は以上ですので、報告事項に移ります。</p> <p>以下の内容を報告、情報提供し終了。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 躍進プラン後継計画（創発プラン）について（別冊）</p> <p>情報提供</p> <p>(1) 令和元年第 4 回定例会における議決審議の結果等について（別冊）</p> <p>(2) 「第 61 回和泉市小・中学校合同書き初め展」の開催について</p> <p>(3) 和泉市総合スポーツセンターに係るネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者の決定について</p> <p>(4) 教育財産の処分について</p> <p>行事等のご案内</p> <p>(1) 第 67 回信太山クロスカントリー大会 in 大阪和泉の開催について</p>
--------------	---

## 令和元年和泉市教育委員会第12回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。